

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第26条の規定に基づき、役員等の受ける報酬等について必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、期末手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費含む）、交通費及び手数料等をいう。また、報酬とは明確に区分されるものとし、当該費用の弁償については別に定める。

(報酬等の支給)

第3条 次の各号に掲げる役員に対し、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。その他の役員等については、本会定款第10条及び第26条に定めるとおり無報酬とする。

- (1) 会長（非常勤役員）
 - (2) 常務理事（常勤役員）
 - (3) 監事のうち公認会計士等公的資格により就任する者（非常勤役員）
- 2 常勤役員には期末手当を支給するものとする。
 - 3 本会職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しないものとする。
 - 4 役員が報酬等の受領を辞退した場合は、これを支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 前条第1項各号に掲げる役員に対する報酬等の額は、別表第1及び第2のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる役員に対する報酬等の支給の時期は、本会職員給与等支給規程第11条及び第24条の例によるものとする。

- 2 第3条第1項第3号に掲げる役員に対する報酬は、必要の都度、支払うものとする。
- 3 報酬等は、本人に支給するものとし、本人の同意があれば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (役員報酬)

役職名	報酬の額
会長	月額 50,000 円
常務理事	月額 320,000 円
監事	1日 10,000 円

別表第2 (常勤役員期末手当)

役職名	区分	手当の額
常務理事	6月	(報酬月額+報酬月額×0.20) ×1.4 か月分
	12月	(報酬月額+報酬月額×0.20) ×1.6 か月分